

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成17年4月26日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、浄化槽専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、浄化槽の整備、維持管理など浄化槽による生活排水の処理に関する専門の事項を調査する。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。